

財務省告示第百十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百一一条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十一年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次の如くに改正し、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第五号）の施行の日（平成二十年四月一日）以後統計に計上される貨物について適用する。ただし、輸入統計品目表第五〇〇一・〇〇〇号及び同表第五〇〇一・〇〇号の改正について、同法附則第一条第三号に定める日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成二十年三月三十日

財務大臣　額賀福志郎

輸入統計品目表第一九〇九・一九号を次の如くに改める。

2909.19	- - その他のもの
010	- - - エチル・ターシャリ・ブチルエーテルのうちバ イオマス（動植物に由来する有機物（原油、石 油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれら から製造される製品を除く。）をいう。）から 製造したエタノールを原料として製造したもの

である旨が関税暫定措置法施行令で定めるとこ

ろにより証明されたもの

K L

K G

090 - - - その他のもの

K G

織入絲品呑皿帳冊H〇〇一・〇〇印冊「関税割当制度による数量」のトド（第5002.00号において「共通の限度数量」という。）を呈げ。

織入絲品呑皿帳冊H〇〇一・〇〇印冊「独立行政法人農畜産業振興機構が生糸の輸入に係る調整等に関する法律第2条に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの及び綿業を営む者又はその団体が同法第11条に規定する農林水産大臣の認定を受けて輸入するもの」や「共通の限度数量以内のもの」又「品位が2A格のもの」や「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第2条第3項に規定する日本農林規格に定める生糸の2Aの等級のもの」を呈げ。